

大阪市障害者スポーツセンター条例

○大阪市障害者スポーツセンター条例

平成17年10月19日

条例第119号

大阪市障害者スポーツセンター条例を公布する。

大阪市障害者スポーツセンター条例

(設置)

第1条 本市に障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市舞洲障害者スポーツセンター	大阪市此花区北港白津2丁目
大阪市長居障害者スポーツセンター	大阪市東住吉区長居公園

(目的)

第2条 センターは、障害者に対し、スポーツ及びレクリエーション活動の機会を提供するとともに、障害者のスポーツに関する講習会等を開催することにより、障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者に対する各種のスポーツ及びレクリエーション活動の機会の提供
- (2) 障害者のスポーツに関する各種講習会の開催その他障害者のスポーツの指導
- (3) 障害者のスポーツの振興を担う人材の育成
- (4) 障害者のスポーツに関する普及啓発
- (5) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 大阪市舞洲障害者スポーツセンター（以下「舞洲障害者スポーツセン

ター」という。)の宿泊室及び研修室は無休とする。

- 2 宿泊室及び研修室を除く舞洲障害者スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）

(2) 毎月第3月曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

- 3 大阪市長居障害者スポーツセンター（以下「長居障害者スポーツセンター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）

(2) 毎月第3木曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

- 4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- 5 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

（供用時間）

第5条 センター（舞洲障害者スポーツセンターの宿泊室を除く。）の供用時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。

- 2 舞洲障害者スポーツセンターの宿泊室の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 宿泊 午後4時から翌日午前10時まで

(2) 休憩 午前11時から午後3時まで

3 前条第4項及び第5項の規定は、センターの供用時間について準用する。

この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは「第5条第1項及び第2項」と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「第5条第1項及び第2項の規定による供用時間を変更する」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第5条第3項の規定により読み替えられた第4条第4項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第6条 別表第1に掲げる舞洲障害者スポーツセンターの施設及び別表第2に掲げる長居障害者スポーツセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条第1項の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 営利を目的とするとき
- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (4) 管理上支障があるとき
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (6) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用許

可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
 - (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
 - (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
- (意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(使用料)

第10条 別表第1アに掲げる施設及び別表第2に掲げる施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、特定施設の使用許可を受けた者（第13条において「使用者」という。））は、別表第1ア及び別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 特定施設を専用使用する場合における別表第1ア及び別表第2の児童等

(18歳未満の者をいう。以下同じ。) 及び児童等以外の者の適用区分については、当該使用の目的及び当該使用に係る児童等の割合を勘案して市長が定める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有する障害者の個人使用に係る特定施設の使用料は、無料とする。

(使用料の納付の時期)

第11条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の使用料を免除することができる。

- (1) 法人その他の団体でその構成員の総数の2分の1以上の者が本市の区域内に住所を有する障害者であるものが専用使用するとき
- (2) 本市の区域内に住所を有する障害者が特定施設を使用することに伴い必要であると市長が認める介護その他の支援を当該障害者に対して行う者が使用するとき

- 2 市長は、法人その他の団体でその構成員の総数の10分の1以上2分の1未満の者が本市の区域内に住所を有する障害者であるものが特定施設を専用使用するときの使用料にあつては、別表第1ア及び別表第2に定める金額の2分の1に相当する額を減額することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 障害者の福祉に関する本市の事務又は事業のために使用するとき
- (2) 公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により特定施設を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき
(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に別表第1イ及びウに掲げる施設（以下「特定施設外施設」という。）及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 特定施設外施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第1イ及びウに掲げる金額（特定施設外施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 5 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他特定施設外施設の使用許可を受けた者（次号において「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により特定施設外施設を使用することができなくなったとき
 - (2) 使用者が特定施設外施設の使用を開始する前に当該特定施設外施設の使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当

と認めて使用許可を取り消したとき

(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(管理の代行)

第15条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) センターの名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定を行おうとする期間

(4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に
必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第19条 市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げるセンターの事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他センターの管理に関すること

大阪市障害者スポーツセンター条例

(施行の細目)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (附則ただし書に規定する規定を除くその他の規定、平成18年4月1日施行、告示第295号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第16条から第18条まで及び第19条前段の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間について舞洲障害者スポーツセンターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、舞洲障害者スポーツセンターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則 (平成19年5月30日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月18日条例第76号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第75号)

大阪市障害者スポーツセンター条例

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第4項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年3月29日条例第42号、平成30年1月1日施行、告示第1572号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項、第10条第1項、第11条及び第13条の規定は、改正後の条例第10条第1項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、特定施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7条例1）
抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する

大阪市障害者スポーツセンター条例

懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。） 、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。） 又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。） が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年2月26日条例第1号）抄

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第6条、第10条、第14条関係）

ア 体育室等の使用料

区分				使用料							
				専用使用							個人使用
				午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	終日	超過時間1時間までごとに	
体A	全面	児童	1,800円	2,700円	4,500円	3,800円	6,500円	8,300円	600円	1回につき	

大阪市障害者スポーツセンター条例

育 室	を 使 用 す る 場 合	等 児 童 等 以 外 の 者								100円
		児 童 等	2,300円	3,400円	5,700円	4,800円	8,200円	10,500円	800円	1回につき 200円
	所 定 の 方 法 に よ り 仕 切 っ て 使 用 す る 場 合	児 童 等	960円	1,400円	2,400円	2,000円	3,440円	4,440円	300円	1回につき 50円
		児 童 等 以 外 の 者	1,200円	1,800円	3,000円	2,500円	4,300円	5,500円	400円	1回につき 100円
B	児 童 等		480円	700円	1,200円	1,000円	1,720円	2,220円	150円	1回につき 50円
	児 童 等 以 外 の 者		600円	900円	1,500円	1,250円	2,150円	2,750円	200円	1回につき 100円
プ ー ル	児 童 等		16,000円	22,400円	38,400円	32,000円	54,400円	70,400円	6,400円	1回につき 100円
	児 童 等 以 外 の 者		20,000円	28,000円	48,000円	40,000円	68,000円	88,000円	8,000円	1回につき 200円
卓 球 室	児 童 等		1台 1時間につき 150円							1時間につ き 30円
	児 童 等 以 外 の 者		1台 1時間につき 200円							1時間につ き 50円
ボ	児 童 等		1レーン 2時間につき 2,000円							1ゲームに

大阪市障害者スポーツセンター条例

一 リ ン グ 室									つき 100 円
	児童等以 外の者	1レーン	2時間につき	2,500円					1ゲームに つき 150 円
ト レ ー ニ ン グ 室	児童等	400円	600円	1,000円	800円	1,400円	1,800円	150円	1時間につ き 50円
	児童等以 外の者	500円	750円	1,250円	1,000円	1,750円	2,250円	200円	1時間につ き 100円
会議室		1,800円	2,800円	4,600円	4,200円	7,000円	8,800円	700円	
		所定の中仕切りを用いて会議室の面積の2分の1を使用する場合の使用料は、上記による金額に2分の1を乗じて得た額とする。							

イ 宿泊室の利用料金

区分		利用料金	
		宿泊	休憩
小学生等以外 の者（12歳以上 の者に限る。）	障害者若しくは障害者の介 護者（障害者1人につき2人 までに限る。）又は65歳以 上の者	1人1泊につき 4,000円	1人1回につき 600円
	その他の者	1人1泊につき 6,500円	1人1回につき 1,000円
小学生等		1人1泊につき 2,800円	1人1回につき 400円

大阪市障害者スポーツセンター条例

1室に1人で宿泊する場合は、上記金額に1泊につき、1,000円を加算した額とする。

ウ 研修室の利用料金

区分		利用料金						
		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	終日	超過時間 1時間ま でごとに
研修 室	A	1,800円	2,800円	4,600円	4,200円	7,000円	8,800円	700円
	B	1,300円	2,000円	3,300円	3,000円	5,000円	6,300円	500円
	C	800円	1,200円	2,000円	1,800円	3,000円	3,800円	300円

備考

- この表において、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「午前・午後」とは午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時まで、「終日」とは午前9時から午後9時までをいう。（別表第2において同じ。）
- この表において「小学生等」とは、小学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する者又は6歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で小学校に在学していないものをいう。
- この表において、「障害者の介護者」とは、介護のために障害者と同伴して宿泊室を使用する者をいう。
- 体育室及び研修室の区分の欄においてアルファベットは、Aを第1順位とする広さの順位を示す。

別表第2（第6条、第10条関係）

区分	使用料	
	専用使用	個人使用

大阪市障害者スポーツセンター条例

			午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	終日	超過時間1時間まで ごとに	
体育室	A	児童等	960円	1,400円	2,400円	2,000円	3,440円	4,440円	300円	1回につき 50円
		児童等以外の者	1,200円	1,800円	3,000円	2,500円	4,300円	5,500円	400円	1回につき 100円
	B	児童等	480円	700円	1,200円	1,000円	1,720円	2,220円	150円	1回につき 50円
		児童等以外の者	600円	900円	1,500円	1,250円	2,150円	2,750円	200円	1回につき 100円
プール	屋内	児童等	10,000円	14,000円	24,000円	20,000円	34,000円	44,000円	4,000円	1回につき 100円
		児童等以外の者	12,500円	17,500円	30,000円	25,000円	42,500円	55,000円	5,000円	1回につき 200円
	屋外	児童等								1回につき 50円
		児童等以外の者								1回につき 100円
卓球室		児童等	1台 1時間につき 150円							1時間につき 30円
		児童等	1台 1時間につき 200円							1時間につ

大阪市障害者スポーツセンター条例

	以外の者								き 50円
ボーリング室	児童等	1レーン 2時間につき 2,000円							1ゲームにつき 100円
	児童等以外の者	1レーン 2時間につき 2,500円							1ゲームにつき 150円
トレーニング室	児童等	400円	600円	1,000円	800円	1,400円	1,800円	150円	1時間につき 50円
	児童等以外の者	500円	750円	1,250円	1,000円	1,750円	2,250円	200円	1時間につき 100円
会議室	A	1,700円	2,000円	3,700円	3,000円	5,000円	6,700円	500円	
	B	500円	600円	1,100円	750円	1,500円	2,000円	150円	

備考 体育室及び会議室の区分の欄においてアルファベットは、Aを第1順位とする広さの順位を示す。